

ごみ処理手数料の見直しについて

1. ごみ処理手数料の改定案

(1) 指定ごみ袋料金

負担割合を検証したところ、1/3 程度の負担割合が確認されたので、現状維持が適切と考える。

【現状】

種別	販売価格	1枚当たりの値段
ごみ袋（大）	10枚 520円	52.0円
ごみ袋（中）	15枚 520円	34.6円
ごみ袋（小）	25枚 520円	20.8円
粗大ごみシール	1枚 520円	520円

(2) ごみ持込み手数料

家庭分、事業分ともに負担割合が平成17年答申の水準を下回っている状況のため、値上げが必要と考える。

【現状】

家庭ごみ	20kg ごとに 100円
事業ごみ	20kg ごとに 210円

2. ごみ処理手数料の設定に対する考え方

平成17年7月のごみ処理手数料の改定の際の答申で、ごみ処理費用に対する家庭ごみの負担割合は1/3程度、事業ごみの負担割合は2/3程度とすることとした。

経費については、可燃ごみ、破碎ごみおよび埋立ごみの処理にかかる費用のみとして令和元年度実績から負担割合を改めて算出した。

(1) ごみ処理に関する費用

対象経費の区分 収集…収集経費、中間・最終…中間（焼却）、最終（埋立）経費

区分	歳出科目名称	主な内容
収集	①人件費	三の倉センターの収集員人件費
	②ごみ収集費	収集に必要な消耗品、収集車両の燃料代
	③自動車購入費	ごみ収集車の購入（買い替え）
	④ごみ集積場整備事業助成金	ごみステーション設置・改修
	⑤ごみ収集袋関係費	指定ごみ袋作成、取扱店への取扱手数料
中間 ・ 最終	⑥人件費	三の倉センターの事務・技術職員、大畑センター職員の人件費
	⑦三の倉センター管理費	管理棟、焼却場の維持管理・点検・清掃
	⑧大畑センター管理費	事務所及び場内の維持管理、機械保守
	⑨不燃性廃棄物処理費	大畑センター内管理型及び安定型施設の維持管理
	⑩焼却施設等運営費	三の倉センター焼却施設の運営、燃料費

(2) ごみ処理に関する収入

(1) に示した処理に関する費用から、次のごみ処理に関する収入分を差し引く。

区 分	内 容
収集	・ごみ袋広告掲載収入
中間・最終	・三の倉・大畑センターの屋根貸し料（ソーラーパネル） ・スラグ、メタルの売払い ・三の倉センターの焼却時の発電売払い ・下水道汚泥の焼却処理委託料

(3) ごみ処理に要する費用（令和元年度）

ごみ処理に関する費用から収入を差し引き、各ごみ処理量で按分した処理費用は以下のとおり。
(単位：千円)

区 分	収 集	中間・最終	費用合計	
指定ごみ袋分	301,333	404,294	705,627	…①
家庭持込み分	—	46,848	46,848	…②
事業持込み分	—	352,206	352,206	…③
合 計	301,333	803,348	1,104,681	

(4) ごみ処理における処理負担割合（令和元年度）

指定ごみ袋分、持込み分それぞれのごみ処理手数料収入を処理経費で割り、負担割合を算出した。
(単位：千円)

区 分	収入合計	
ごみ処理手数料収入（指定ごみ袋分）	230,669	…④
ごみ処理手数料収入（家庭ごみ持込み分）	9,614	…⑤
ごみ処理手数料収入（事業ごみ持込み分）	151,794	…⑥
合 計	392,077	

※持込み分の家庭、事業ごみの手数料収入はそれぞれのごみ処理量に応じて按分して算出。

(負担割合)

区 分	算定式	負担割合
指定ごみ袋分	④÷①×100	32.7%
家庭ごみ持込み分	⑤÷②×100	20.5%
事業ごみ持込み分	⑥÷③×100	43.1%

- ・指定ごみ袋分は、おおむね平成17年の答申における負担割合水準となっている。
- ・持込み分については、家庭ごみ、事業ごみともに答申の負担割合水準を下回っている。

3. ごみ処理量の推移

平成 27 年度から令和元年度のごみ処理量の推移については、令和元年度のごみ収集量が平成 27 年度比で△4.44%と減少しているのに対し、家庭ごみ持込み量は同比で+16.51%、事業ごみ持込み料は同比+11.13%と増加している。

【ごみ処理量の推移】

(単位：t)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	H27→R 元 増減率
家庭ごみ収集量	19,055	18,580	18,386	18,261	18,209	△ 4.44 %
家庭ごみ持込み量	1,811	1,700	1,804	1,968	2,110	+16.51 %
事業ごみ持込み量	14,274	14,138	14,643	14,972	15,863	+11.13 %
合計	35,140	34,418	34,833	35,201	36,182	+ 2.97 %

4. 今回の考え方のまとめ

以上の状況を踏まえ、適正な負担割合にするため、持込みごみに対する手数料改定が必要と考える。

今後の審議会において、具体的な改定料金案をご提示させていただくので、ご審議いただくようお願いする。